

第20回NHK杯・熊本県サッカー選手権大会実施要項
(第96回天皇杯全日本サッカー選手権大会代表決定戦)

- 1, 名称 第20回NHK杯・熊本県サッカー選手権大会
(第96回天皇杯全日本サッカー選手権大会代表決定戦)
- 2, 主催 一般社団法人 熊本県サッカー協会
- 3, 共催 NHK熊本放送局・共同通信社・熊本日日新聞社
- 4, 主管 一般社団法人 熊本県サッカー協会NHK杯実施委員会
- 5, 協賛 (株)モルテン、ハヤカワスポーツ
- 6, 期日 平成28年6月26日(日)(決勝)
- 7, 会場 大津町運動公園球技場
- 8, 参加資格 熊本県サッカー協会NHK杯実施委員会が指定した平成28年度日本サッカー協会登録チームで参加資格は下記の通りとする。
 - 1) チーム 1種(社会人、学生)の2チームとする。
 - 2) 選手 ①本大会エントリー選手は30名までとする。
②外国籍選手は1チーム5名までエントリーでき、1試合3名まで出場できる。
③(公財)日本サッカー協会発行の選手証を所持しているものに限る。
- 9, 試合方法 ①試合時間は90分とし、勝敗の決しない場合は20分の延長を行い、なお決しない場合はPK方式で決定する。
②競技規則は、平成28年度(公財)日本サッカー協会競技規則による。尚、競技規則の改定ある場合は原則適用する。
③選手の交代は、競技開始前に登録した最大7名の交代要員の中から3名まで認められる。
④ベンチに入ることのできる人数は交代要員7名、チーム役員6名までとする。
⑤審判員は、熊本県サッカー協会より派遣する。
- 10, 代表者会議 平成28年6月20日(月)19時(受付18時40分より・時間厳守) 熊本県サッカー協会会議室
- 11, 表彰 ①優勝及び準優勝チームには表彰状を授与する。
②優勝チームには優勝杯、NHK杯を授与するとともに次年度大会まで保持させる。また、共同通信社杯を授与する。準優勝チームには準優勝杯を授与する。
- 12, 経費 大会運営にかかる経費は、参加チームからの参加料、入場料収入他でまかなう。
- 13, 参加料 1チーム 20,000円
- 14, 参加申込 参加料20,000円と参加申込書を、平成28年6月代表者会議時に持参して受付を行う。
- 15, 罰則 ①退場および警告による措置
退場を命じられた選手は、公式戦の次の1試合の出場を停止する。
なお優勝チームに関しては、天皇杯1回戦で適用される。
以後の措置については、熊本県サッカー協会規律・フェアプレー委

員会で決定する。

②登録

未登録又は二重登録などの不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。しかし、すでに行われた試合にまでいたっては適用しない。このチームの懲罰については熊本県サッカー協会規律・フェアプレー委員会で協議の上決定する。

③棄権

やむを得ない事由で参加が不可能となった場合は、直ちに本協会および相手チームに通知し、本協会に対して理由書を提出しなければならない。当該チームに対して本協会は処分を決定する。尚、当該試合は相手チームの勝ちとする。

④登録選手証

本証の不携帯の選手は、理由の如何を問わず出場を認めない。

⑤本大会の規律・フェアプレー委員会は、規律・フェアプレー委員長、NHK杯実施委員会委員で構成する。

- 16, その他
- ①試合開始の90分前に選手確認後マッチコーディネーションミーティングを行う。その10分前にメンバー表と登録選手証を会場責任者に提出すること。選手の確認はメンバー表、大会申込書、登録選手証によって行う。
 - ②ユニフォームの決定はマッチコーディネーションミーティングで、担当する主審が行うので、必ず登録した正副のユニフォームを持参すること。
 - ③優勝チームは、第96回天皇杯全日本サッカー選手権大会に熊本県代表として出場する権利を持つとともに義務を負う。
 - ④負傷者については、各チームの責任とする。(スポーツ傷害保険に加入すること)
 - ⑤グラウンドや駐車場でのごみ、空き缶等の投棄は厳禁とし、必ず持ち帰るものとする。(ゴミ箱等があっても入れない)これに違反したチームについては、次年度大会への出場を認めないとともに、本協会より処分を行う。
 - ⑥参加チームは、ベンチの整理および⑤について責任を持って行い、チームの責任者は、会場責任者の確認を得て帰るものとする。
 - ⑦テクニカルエリアを設ける。
 - ⑧試合球は大会事務局で用意する。
 - ⑨この要項に定めていない事項については、熊本県サッカー協会NHK杯実施委員会で決定する。

17, 実施委員会 NHK杯実施委員会構成

専務理事、事業委員長、事務局長、事務局次長、常務理事、審判委員長、規律フェアプレー委員長、強化委員長、1種委員会(社会人部会長、学生部会長)